

施設内設備等の維持管理等業務一覧

原則、文化プラザ敷地内(建物内、ロータリー・庭園・駐車場など建物外周)及び敷地外(清流デッキ(エレベーター棟含む)、職員用等駐車場など)の電気設備、機械設備、建築物附属備品、工作物等の維持管理等業務は指定管理者が実施しますが、詳細については下表のとおりとなります。

場所	項目		維持管理等実施者			備考
			修繕等		保守管理	
			修繕60万未満 備品10万未満	修繕60万以上 備品10万以上		
文化プラザ敷地内及び敷地外	電気設備、機械設備、建築物附属備品、工作物等（下記の項目のうち維持管理等実施者が指定管理者以外のものを除く）		指定管理者	文化創造課	受託者	
運転教育施設 （2階～6階）	共通	通信機器設備（警察電話・無線・警察独自ネットワーク機器）	運転免許課			
		運転教育施設所有備品類（事務所備品、電話機、待合所備品など）	運転免許課			
	6階		指定管理者	文化創造課	受託者	
		シャワーブース	指定管理者	文化創造課	受託者	
	5階	運転免許センター用電話交換機	運転免許課			
		機器室1～5内設備全般（免許関係電算システム等）	運転免許課			
		免停講習室1～3及び取消処分者講習室 AV設備	運転免許課			
	3階	講習室1～3 AV設備	運転免許課			
	2階	適性検査器、写真撮影機	運転免許課			
	下記①～③を除く長良川ホール、練習室、楽屋、その関係諸室（ホワイエ、クローク等）等に係る設備、備品類		指定管理者	文化創造課	受託者	
①喫茶室 （客席部分を除く）（※）	1階	厨房関係設備・備品類、更衣室内備品類（更衣室のトイレは除く）	教育文化財団又は喫茶室運営者			
②教育文化財団各室		教育文化財団所有備品類（事務所備品、電話機など）	教育文化財団			
		県備品（旧セミナー室備え付け備品など）	指定管理者	文化創造課	受託者	
③子育て支援スペース		子育て支援スペース運営者備品類	教育文化財団又は子育て支援スペース運営者			

(※)喫茶室運営者が喫茶室の客席部分を目的外使用許可により使用する場合は、客席部分も喫茶室運営者が管理等することとなります。